

平成26年(厚)第48号
平成26年(厚)第58号

平成26年9月29日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2の1(3)記載の原処分甲及び原処分乙を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 本件各再審査請求に至る経緯

本件各記録によると、請求人が本件各再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。

(2) 亡Aは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)の規定による老齢年金(以下単に「老齢年金」という。)の支給を受けていたところ、平成〇年〇月〇日に死亡した。

(3) 請求人は、亡Aの配偶者であるとし、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の裁定請求及び亡Aの老齢年金の未支給の保険給付(以下「未支給年金」という。)の請求をした。厚生労働大臣は、請求人に対し、同年〇月〇日付で、「請求人様が死亡当時、A様によって生計を維持されていたと認められない為」という理由で、請求人に遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分甲」とい

う。)をし、同日付で、「受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていたものとは認められないため」という理由で、請求人に未支給年金の請求を却下する旨の処分(以下「原処分乙」という。)をした。

(4) 請求人は、原処分甲及び原処分乙を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。原処分甲に対する再審査請求が平成26年(厚)第48号事件であり、原処分乙に対する再審査請求が平成26年(厚)第58号事件である。

2 請求人の主張

本件裁決書添付の別紙記載のとおり。

3 争点

(1) 旧厚年法の規定による老齢年金の受給権者が昭和61年4月1日以降に死亡した場合、その者の死亡の当時において、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者であるとして、生計を同じくし、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

また、老齢年金の受給者(以下「適格死亡者」という。)が死亡した場合において、適格死亡者に支給すべき保険給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その当時適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者は、自己の名で未支給年金の支給を請求することができることとされ、その場合において、適格死亡者が死亡前にその

保険給付を請求していなかったときは、当該配偶者は、自己の名で、その保険給付を請求することができることとされている（旧厚年法第37条第1項、第3項）。

- (2) 本件の場合、亡Aが老齢年金の受給者であることについては、当事者間に争いはないのであるから、本件の争点は、請求人が、亡Aに係る遺族厚生年金及び同人の死亡に係る未支給年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

第3 当審査会の判断

1 「略」

- 2 以上の認定事案に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、上記認定基準を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記(1)のイに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。亡

Aは日本の介護保険制度に不信感を持っており、介護保険料を払う意思がなかったことから、フィリピンと日本を行き来するようになった。死亡当時の登録住所地もフィリピンとされているが、請求人の主張によれば、フィリピンを登録住所地としていた期間も、亡Aは1年の内、〇か月ほどを〇回、フィリピンで過ごし、〇か月は請求人と共に〇〇市の自宅で過ごしたとされている。しかし、平成〇年〇月に請求人が施設に入居し、亡Aはそれを知らなかったため、そこから亡Aと請求人の別居が始まった。

請求人が施設に入居したのは、認知症の症状が出ていたからであり、平成〇年〇月〇日に交付された介護保険被保険者証によれば、「要介護3」とされているが、亡Aは請求人の認知症の症状があることを認めず、「娘たちは、お母さんの認知症が進んだと言うが自分はそうは思わない、だんだん歳が行き動作用が鈍くなっただけだ」と考えていたため、Bほかの子どもら（以下「子どもら」という。）は、亡Aに請求人が施設に入居したことを知らせなかった。その結果、亡Aは、一度も施設に請求人を訪問することはなく、平成〇年〇月には、請求人がCの許にいと誤解し、宛先を「〇〇区〇〇〇-〇-〇D様内」として、請求人に果物を宅配便で送っている。

また、亡Aから請求人に対する経済的援助は、請求人に係る施設入居費用の工面という局面で見ると、上記1の(5)で認定したとおり、A名義の預金口座から〇〇万円が請求人口座に振り替えられたり、請求人名義の預金口座から引き出されたり、平成〇年〇月〇日、Bが亡Aから請求人の生活費として〇〇万円を預かるなど、請求人の施設入居の事実を知らない亡Aから、子どもらが仲介者となって、請求人の施設入居費用が工面されていると見ることができる。請求人名義の預金口座

についても、請求人は厚生年金保険の被保険者であったことはなく、国民年金被保険者期間が〇〇月あり、請求人の平成〇年収入は〇万〇〇円のみであること、亡Aの厚生年金保険被保険者期間は〇〇月であり、上記1の(9)で認定したとおり、公的年金等の収入額は年額〇〇万円を超えることからみると、請求人名義の預金口座の金員も、亡Aの収入を原資とするものと推認することは不自然ではない。そうすると、亡Aの年金等の収入によって、請求人の施設入居及びその生活が賄われているとみることが相当であり、上記認定基準の(1)のイに該当するとみることができる。

また、亡Aに係る平成〇年分の所得税の確定申告書Aによれば、亡Aは配偶者控除を受けており、配偶者の氏名として請求人の名を記載し、亡Aの受給していた老齢年金には、請求人を加算対象者とする配偶者加給年金額が加算されていたことからしても、亡Aと請求人は生計維持関係にあったとみることができる。

- 3 そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人によって生計を維持していた者であるから、同人の死亡による遺族厚生年金及び未支給年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金及び未支給年金を支給しないとした原処分甲及び原処分乙は妥当でなく、これらを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。